

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	池田 祥英
論文題目	ガブリエル・タルドの社会学理論－模倣論とその応用－
審査要旨	
<p>本論文は一九世紀フランス近代の社会学者ガブリエル・タルドの社会学理論について、その理論的中核部分である「模倣論」に分析照準をあて、そこから見たタルド社会学のほぼ全貌を解明し、社会学草創期におけるタルドの社会学者としての位置づけを明らかにすることを目的としたものである。</p> <p>まず、その概要について述べれば、本論文は、第Ⅰ部「タルド社会学の基礎原理」、第Ⅱ部「タルド社会学の応用」、第Ⅲ部「タルド社会学の受容」の三部十章から構成されている。第Ⅰ部では、これまで正面切って深く体系的には検討に付されることがなかったタルド社会学の理論的支柱である「模倣論」を中心に、その原理的諸問題が子細に論じられる。そこで第一章では、科学内での一固有専門分野としての社会学確立の問題や、そのための「純粹に社会的な」反復現象とされる模倣概念の抽出とその規定、意義等がきめ細かく検討される。そこでは、模倣論がもつばらマイクロ水準にある二者間のみの問題を取り扱うものではなく、むしろ、マクロ社会変動の説明装置としてもその射程範囲が合わされていることを、模倣の諸法則の検討や、多様な模倣諸類型に関する論者自身による新解釈を施すことにより鮮やかに浮かびあがらせている。また、第二章では、模倣される対象について論じられるが、統計学的発想に基づく二つの定量可能な精神量である「信念と欲求」の理論的意義とその測定に関する諸問題が検討される。ついで第三章では、研究対象である社会現象と物理・生物諸現象との関わりにおいて、モナド論が社会学において持つ意義について論じられる。さらに第四章では、社会学の確立とその位置づけをめぐる、タルド晩年の「心間心理学」の構想と社会学の守備範囲について論究するが、論者はタルドが構想した関連諸科学相互の交錯する布置関係について体系的な整理を試みてその構成について解明している。</p> <p>つづく第Ⅱ部での応用研究においては、これまでたびたび部分的な取り扱われ方をされてきた「犯罪」研究と「群集・公衆」等の集合行動論を中心に、これら経験的な諸現象を模倣論のフレームワークに沿った応用研究という原理的視角から検討している。犯罪研究を取りあげた第五章においては、古典刑法学派とイタリア実証学派の双方に対して、模倣という社会的要因重視の犯罪社会学の基礎研究を提示したタルドの議論を吟味し、犯罪研究におけるマクロ水準での模倣論の重要性について独自の見解を提示している。次いで集合行動論分野におけるタルドの応用研究を扱った第六章では、群集、公衆、世論、会話、マス・メディア、大衆紙などの諸次元に着目しながら模倣論によるパースペクティブから検討を加え、ル・ボンの群集論やアメリカ大衆社会論等における公衆概念との異同に関して論議されている。</p> <p>第Ⅲ部では、タルド社会学がほぼ同時代の学界にどのような形で受容されていったかについて検証されている。はじめに、学説史上でも夙に名高いいわゆる「デュルケム=タルド」論争を取り上げ、第七章では、E.デュルケムの主著における論争部分に、第八章では、社会学と社会諸科学の位置をめぐる一九〇三年の直接討論による論争局面にそれぞれ充てられ、その論点構造の特徴を解明している。こうした多角的な資料分析から明らかにされる事柄は、タルドが必ずしも「論破」されたわけでもないことや、デュルケムとの相違点もさることながら、むしろ、いくつかの共通点の存在やデュルケム社会実在論の生成に期せずして果たした役割等々の事実群である。ついで、第九章では、欧米における受容過程を論じ、フランス国内での、R.ウォルムス、G.リシャール、G.パレントらによる多様な受容形態と、アメリカにおけるF.H.ギディングスやE.ロスらの心理学的社会学の発展に与えた少なからぬ影響等に関して検証をしている。そして、第十章での日本国内の受容においては、日本社会学の草創期に大きな足跡を残した米田正太郎によるタルド社会学との関わり方を子細な検討の俎上に載せて、米田の純正社会学などからなる社会学体系の細部にわたって与えたその深い影響を吟味し、米田を、タルド社会学を一貫して取り上げ、解説し、ま</p>	

た批判した論者であり、弟子でもあるとして位置づけ、タルド社会学の重要な一継承の内実を明らかにしている。

以上のような論旨の展開のもとに探究された本研究は、約言するならば、なによりも、近年の現代思想界における思想家としてのタルド再評価ではなく、あくまでも従来の社会学説史における社会学者としてのタルド社会学再評価を促す文脈において、タルド社会学のほぼ全体像に迫る体系的な再構成とこれを見る斬新な視角を提示した独創的な研究であると考えられる。すなわち、一方では、学説史においては、理論水準での少数の例外的な受容事例の中でかすかな命脈を保ってはきたものの、ほぼ忘却にも等しい取り扱いを受けてきた側面と、他方では、公衆論や犯罪論などのごく限られた個別分野研究での社会学者としてのみ参照されてきた側面との両面をもつその位置が曖昧な社会学者であったタルドを、模倣論の文脈においてこの両面を明確に接合させて、近代社会学の確立に大きな役割を担った社会学者として明確に位置づけた論文である。それゆえに、本論は、社会学説史に大きな貢献をするものと評価できる。さらには、その分析手法は、近年明らかにされたタルド社会学関連の新資料も含めて豊富な文献諸資料を渉猟し、それらを精緻に繋ぎ合せて論理的・体系的な分析と総合作業を可能にしているものである。

とはいえ、本論の分析には、今後探究されるべきいくつかの残された課題があることも事実である。たとえば、本論はあくまでも草創期社会学者としてのタルドを問題にしたが、現代思想界での再評価も含めてタルド再評価そのものが現代において持つ影響や意義、またより個別的には、タルド社会理論が現代社会理論に対して持つ意義や貢献に関する課題がそうである。あるいは、タルド社会理論の受容過程に関しては、当時のフランスが置かれた複雑な政治社会事情やアカデミックな世界でのパワーポリティックスの動向との文脈に関する問題や、先行する学問事情背景の異なる各国における受容の仕方の相違に関するより踏み込んだ分析等々がそれである。

しかし、だからと言って、本論の前述した価値がいささかも低下するわけではまったくくない。本論は広範囲の諸資料の綿密な検証と論考を通して、従来十分には知りえなかったタルドの学説上の歴史的経緯や理論的諸要素を掬いあげ、社会学草創期における一端を明らかにしたもので、社会学説史における研究に重要な貢献をなすものとして高く評価できるものである。

審査の結果、審査委員会は、本論文を博士学位に相応しいものと認めるものである。

公開審査会開催日	2013年5月11日		
審査委員資格	所属機関名称・資格	博士学位名称	氏名
主任審査委員	早稲田大学・名誉教授		坂田 正顕
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	博士(文学)	土屋 淳二
審査委員	早稲田大学・名誉教授	文学博士	濱口 晴彦
審査委員			
審査委員			